

茨城県物資流通調査 【商業調査票】記入の手引

この調査は、知事が特に重要なものとして指定した「県基幹統計」として、茨城県統計条例及び茨城県物資流通調査規則に基づき行われる調査です。

《調査の概要》

1 調査の目的

茨城県物資流通調査（商業調査）は、茨城県が作成する「平成23年茨城県産業連関表」作成のための基礎資料として、通常5年に一度（前回調査は平成18年）、**茨城県内外における卸・小売業の流通状況の把握を目的**としています。

2 調査の対象

茨城県内に所在する卸・小売業者のうち、従業者規模区分により選定しています。

3 調査事項

- (1) 取扱い商品の品目別仕入額（年間仕入額、仕入先別割合、期首・末手持額）
- (2) 取扱い商品の品目別販売額（年間販売額、販売先別割合）

4 提出期限

同封した返信用封筒又は電子メールにより、平成24年9月28日（金）までに御回答下さいますようお願いいたします。

期限内に提出が確認できない時は、貴事業所あてに督促・照会等をさせていただきます場合がありますので、予め御了承下さい。

この調査は、県基幹統計調査に指定されており、報告義務や罰則規定があります（調査票を御参照下さい。）。

5 提出部数

調査票は、1事業所につき2枚送付しています。そのうち、**1部を提出して下さい。**

また、問い合わせなどをさせていただきます場合がありますので、一部コピーや控えを取るなどの処置をお願いします。

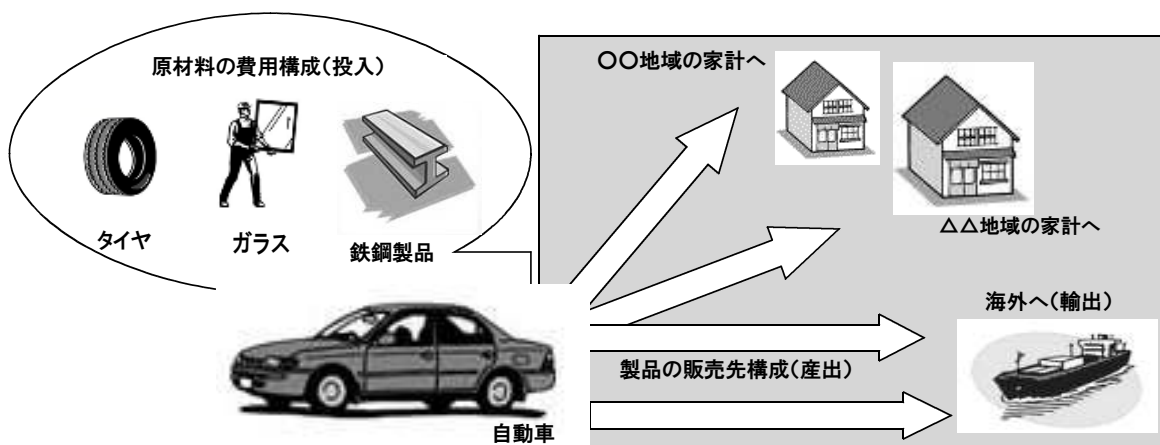
提出先・照会先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県 企画部 統計課
庶務・企画分析グループ 物資流通調査担当
電話 029-301-2642(直通)
FAX:029-301-2669
電子メール: io@pref.ibaraki.lg.jp

※ 産業連関表について

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。産業連関表を縦方向（列部門）にみると、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向（行部門）にみると、生産された財・サービス及び輸入されたものがどれだけ販売されたか（販売先構成）の情報が得られます。

例えば、自動車を生産する際には、タイヤやガラス、鉄鋼製品など、様々な原材料が必要になります。産業連関表では、自動車産業をはじめとするすべての産業が購入した原材料やサービスの金額を産業別に掲載し、また、投入された原材料によって生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する経済波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。



本調査は、貴事業所が扱われる商品について、県内外からどのような割合で仕入れ、また、販売されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます。

－産業連関表の利用例－

- 産業別の投入構造や産業と産業の結びつきが詳しくわかります。
- 特定の経済政策が各産業にどのような影響をもたらすかを分析することができます。例えば、公共投資、IT投資などによる経済効果や、大きなイベント等による経済の波及効果などがわかります。
- 県民経済計算（GDP推計）の重要な基礎資料として利用されています。

《御記入の前に》

～調査票の御記入内容について～

- 提出していただいた調査票は、**統計の作成以外には使用いたしません。**
徴税その他、貴事業所の利害に関することを利用したり、報告内容を他に漏らすこと
もありませんので、事業実態を正確に記載して下さい。

～調査対象について～

- この調査は、個々の事業所を対象にしていますので、貴事業所**単体での内容を記入**
して下さい。**関連の本店、支店、その他の事業所（元請・下請事業所・委託加工業者等）**
の分は含めないで下さい。
- 調査事項の中には、貴事業所では把握が困難な項目もあるかと思いますが、本社等と
連携のうえ、可能な限り記入するよう努めて下さい。
- この調査は、貴事業所における**平成23年（年度ではなく暦年）の年間実績について**
の調査です。平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年分についての
御記入をお願いいたします。
- なお、決算期の関係等により暦年での御記入が困難な場合は、この期間に最も近い1
年間によって記入しても差し支えありません。
調査票右下の「調査票に記入した決算期等の期間」欄には、該当事業期間の記入を
お願いします。
- 次のような場合も調査対象となりますので御留意下さい。
なお、このような場合には、備考欄に「平成23年△月事業統合し、社名（事業所名）
も変更」や「平成23年△月閉鎖」等と付記して下さい。

- ①平成23年4月に、A事業所からB事業所に**社名（又は事業所名）を変更**した
⇒ 調査票の「事業所名称」欄を新しい社名（又は事業所名）に見え消しで変更し
て下さい。**訂正印は押さないで下さい。**
「1 商品の仕入額」欄と「2 商品の販売額」欄に、通年（1年間）の実績
を記入して下さい。

- ②平成23年5月末にC事業所を**閉鎖（廃業・休止）**した
⇒ C事業所の平成23年1月～5月の実績を記入し、「備考欄」には「平成2
3年5月閉鎖（廃業・休止）」と記入して下さい。

③平成23年10月1日にD事業所とE事業所が**統合**してF事業所になった

⇒1枚目の調査票にD事業所の平成23年1月～9月の実績を記入して下さい。

2枚目の調査票にE事業所の平成23年1月～9月の実績を記入して下さい。

3枚目の調査票にF事業所の平成23年10月～12月の実績を記入して下さい。

* 2・3枚目の調査票につきましては、ご面倒でも、未記入の調査票をコピー（名称や所在地は訂正）いただくか、インターネットからのダウンロードをご利用いただくか、1ページ下部にございます「提出先・照会先」あてご請求下さるようお願いいたします。

なお、いずれの場合も、「茨城県外に所在する事業所」の場合は御報告いただく必要はありません。

④平成23年7月末にG事業所は閉鎖され、調査票は同企業系列のH事業所へ**転送**された

⇒G事業所の平成23年1月～7月の実績を記入して下さい。

* H事業所で、G事業所の実績が不明の場合は、本社等へ照会・転送して下さい。

* H事業所が、G事業所の事業を引き継いでいなければ、平成23年8～12月分について、H事業所の実績を御報告いただく必要はありません。

⑤平成23年8月末にI事業所は**県外へ移転**した

⇒I事業所の平成23年1月～8月の実績を記入してください。

* I事業所の平成23年9月～12月の実績については、御報告いただく必要はありません。

⑥平成23年9月末にJ事業所はK事業所とL事業所に**分割**された
(K事業、L事業所とも県内に所在するものとする)

⇒J事業所の平成23年1月～9月の実績を1枚目の調査票に記入して下さい。

K事業所の平成23年10月～12月の実績を2枚目の調査票に記入して下さい。

L事業所の平成23年10月～12月の実績を3枚目の調査票に記入して下さい。

* 2・3枚目の調査票につきましては、ご面倒でも、未記入の調査票をコピー（名称や所在地は訂正）いただくか、インターネットからのダウンロードをご利用いただくか、1ページ下部にございます「提出先・照会先」あてご請求下さるようお願いいたします。

なお、「茨城県外に所在する事業所」の場合は御報告いただく必要はありません。

～調査票について～

○ 調査票は、インターネットからもダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/betu/syogyo/busshi23/cyosahyo/syogyo.xls>

上記アドレスを直接入力いただくか、検索サイトから「茨城統計」で検索された「いばらき統計情報ネットワーク」の下部にスクロールし、「お知らせ」欄の「茨城県物資流通調査」関連のコンテンツからもダウンロードできます。

調査票は、A3判で設計しています。

調査票の御提出については、白紙（A4判やB4判でもかまいません。）に印刷して返信用封筒に入れて御提出いただくか、電子メールでお送り下さい。

なお、その際は、番号やアドレスをお間違いの無いようにお願いします。また、電子メールでお送りの際は、エクセルファイルにパスワードを設定され、別メール又はお電話等でパスワードをお知らせ下さいますようお願いいたします。

【参考】エクセルファイルにパスワードを設定する方法の解説ページ

http://azby.fmworld.net/usage/windows_tips/20050914/

Excel 97 http://www.mcmiyata.co.jp/pdf/Tips_password.pdf

2000 <http://support.microsoft.com/kb/880055/ja>

2003 <http://support.microsoft.com/kb/881336/ja>

2010 <http://www.microsoft.com/ja-jp/office/2010/business/training/tips/office03.aspx>

○ 調査票は**2部同封**してあります。

1部を提出用、1部は控え又は下書き用としてお使い下さい。

不足の場合は、未記入の調査票をコピーいただくか、インターネットからのダウンロードをご利用いただくか、1ページ下部にございます「提出先・照会先」あてご請求下さるようお願いいたします。

なお、未使用調査票は、返送不要です。

～印字項目について～

○ 調査票には、「平成21年経済センサス-基礎調査」を元にして、貴事業所のデータ（「事業所名称」、「事業所の所在地」）を印字してあります。

当該印字データが、貴事業所の調査対象年（平成23年）の状況として正しいかどうかを確認して下さい。データが相違している場合は、見え消しや上書き等により訂正をお願いします。訂正印は押さないで下さい。

～指定品目・品目コードの記入について～

○ 指定品目及び品目コードの記入に際しては、付表「茨城県物資流通調査品目表」を参照して下さい。

（例1）ハムを卸又は小売している場合

「品目例示」 … ハム，ベーコン，ソーセージ，混合製品，ハンバーグ，焼き豚等
↓

「指定品目名」 … 肉加工品（品目コード：006）

(例2) 松葉づえと医療用コルセットを卸又は小売している場合

「品目例示」 … ～医療用品（～，人工血管，松葉づえ，医療用コルセット，～



「指定品目名」… 医療用機械器具・医療用品（品目コード：261）

*複数の製品を取り扱っている場合も，それらの製品が同一の指定品目の例示にあたるものであれば，1つの指定品目としてまとめて記入して下さい。

(例3) 品目名が同じであっても，品目コードが異なる場合の例

▼机，テーブル，いす，ベッド，流し台，調理台，ガス台

「木製」の場合…木製家具・装備品（品目コード：067）

「金属製」の場合…金属製家具・装備品（品目コード：069）

▼殺虫剤

「家庭用」など医薬部外品の殺虫剤…医薬品（品目コード：126）

「農業用」など農業・林業用殺虫剤…農薬（品目コード：133）

*上記例のように，素材や用途，完成品と中間製品とで，指定品目名が異なる場合がありますので，品目例示を十分御確認下さいますようお願いいたします。

～従業者数について～

○ 「事業所の従業者数」には，調査期間の末日現在における，**実際に管理その他の業務に常時従事する**従業者の数を記入して下さい。よって，パート・アルバイト・派遣社員等も，実際に業務に常時従事している場合はこれに含まれます。

*なお，具体的な従業者の定義は，下の（1）常用労働者と（2）個人事業主及び無給家族従業者を合計した人数となります。

（1）常用労働者

- ① 期間を決めず，又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期間を限って雇われた者のうち，その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 人材派遣会社からの派遣従業者，親企業からの出向従事者などで，上記①②に該当する者
- ④ 重役，理事等の役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ⑤ 事業主の家族で，その事業所に働いている者のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

（2）個人事業主及び無給家族従業者

- ① 業務に従事している個人事業主（実務に携わっていない者は除く）
- ② 個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者（手伝い程度の者は除く）

～本店支店の別，事業の形態について～

○ 貴事業所の店舗形態が，下記1～4のいずれであるか○を付けて下さい。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1) 単独店 | 2) 本店 |
| 3) 支店（本店が県内にある場合） | 4) 支店（本店が県外にある場合） |

○ 貴事業所の事業形態が，下記1～2のいずれであるか○を付けて下さい。

いずれでもある場合は，販売額の多い方を選んで下さい。

- | | |
|--------|--------|
| 1) 卸売業 | 2) 小売業 |
|--------|--------|

～本票作成担当者について～

○ 後日，提出いただいた調査票の内容について照会させていただくことがありますので，「本票作成担当者(所属部課名，職・氏名，電話番号等)」欄は，必ず記入して下さい。

～商品の販売額について～

○ 「産業用使用者」について

この調査で「産業用使用者」とは，「県内への販売」のうち，本・支店間移動，卸売業者，小売業者，一般消費者以外の事業者等をいいます。市町村役場や国の機関，学校，病院，施設，個人自営業者等などは「産業用使用者」に含めて下さい。

○ 「販売先別割合」について

次のように，商品購入者の所在地が類推できる場合は，「L. 県内への販売（(1)本・支店間移動，(2)卸売業者，(3)小売業者，(4)産業用使用者，(5)一般消費者）」，「M. 県外への販売」，「N. 国外への販売（直輸出）」それぞれの欄に分けて記入して下さい。

- ・ポイントカードやメンバーズカードなどで，商品購入者の所在地が特定できる場合
- ・インターネット販売や通信販売などで，商品購入者の所在地が特定できる場合
- ・団体旅行客の状況などから，茨城県内外，国外者の区分ができる場合

（県外からの旅行者など茨城県外の人に販売した場合は「県外への販売」に，外国からの旅行者など国外の人に販売した場合は「国外への販売（直輸出）」に，それぞれ分けて記入して下さい。）

また，「L. 県内への販売」の「小計」のうち，貴事業所が所在する市町村内への販売割合が区分できる場合は，その割合を「左小計のうち所在市町村内」に記入して下さい。

詳しい区分情報が無い場合は，これまでの御経験から，可能な限り，それぞれ分けて記入をお願いします。

～備考欄について～

○ 「備考」には、休業中、操業準備中、操業開始後未出荷など、調査票情報に関わる特記事項などを記入してください。

○ 「東日本大震災により事業を休止した期間」について

平成23年は3月11日に東日本大震災が発生し、直接被害、停電、断水等により、また、震災又は福島第一原発事故に起因して部品又は原材料の入荷が滞るなどの要因によってやむを得ず事業を休止されたことがございました。

つきましては、東日本大震災（福島第一原発事故を含む）に起因して事業を休止した期間がございましたら、備考欄に該当期間を記入して下さい。

事業の休止期間は、「記入した決算期等の期間」に関わりなく、記入して下さい。

該当休止期間が無い場合は、「無」を「○」で囲んで下さい。

《項目別記入上の注意》

別紙「記入例」をご覧ください。